

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：長浜市農業集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設事業（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和57年9月13日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	長浜市	職員数（H22. 4. 1現在）	9人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

## 2 財政指標等

資本費	139.6（21年度）	財政力指数	0.594（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	91.3（21年度）	実質公債費比率（%）	15.9（22年度）
		将来負担比率（%）	70.8（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年2月13日 合併前市町村：長浜市、浅井町、びわ町] [合併期日：平成22年1月1日 合併前市町村：長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町] 下水道及び下水道事業について、業務一元化によりコストの低減、定員の適正化等を図る。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	農業集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成22～26年度
計画策定責任者	長浜市長
既存計画との関係	集中改革プラン
公表の方法等	ホームページ、広報にて公表、議会への説明
基本方針	経営を圧迫している要因である起債償還について、特に負担となっている高利率の元金を一括繰上償還するとともに、集中改革プランに則った本経営健全化計画を着実に遂行することにより、経営改革に集中的に取り組み、将来において持続可能な事業経営を確立します。具体的には、利用者の費用負担をより適正にするとともに、最少のコストで最適なサービスを目指します。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位： ）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	6 791.9	4 937.3	4 5 1.2	16 310.4
	補償金免除額	94 .9	1 226.9	1 543.3	3 719.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	2 753.4	122 35.0	0 25 .6	231 47.0

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位： ）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
			うち年利7%以上		
公営企業債	農業集落排水施設事業	206 255	4 937	4 5 1	215 773
	合 計 ( )	206 255	4 937	4 5 1	215 773
※上記のうち 再掲					
	合 計 ( )				
	公営企業で負担するもの ( ) ( )	206 255	4 937	4 5 1	215 773

【旧簡易生命保険資金】

（単位： ）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
			うち年利7%以上		
公営企業債					
	合 計 ( )				
※上記のうち 再掲					
	合 計 ( )				
	公営企業で負担するもの ( ) ( )				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位： ）

事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
			うち年利7%以上		
公営企業債	農業集落排水施設事業	2 754	126 221	0 259	235 234
	合 計 ( )	2 754	126 221	0 259	235 234
※上記のうち 再掲					
	合 計 ( )				
	公営企業で負担するもの ( ) ( )	2 754	126 221	0 259	235 234

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>長浜市の農業集落排水処理施設は平成22年1月1日の市町合併により58処理施設となり、事業の開始は昭和57年9月に遡ります。最も古い施設は25年以上経過し、施設の修繕等の維持管理経費が年々増加しています。また、施設建設に伴う起債の償還費用が毎年多額となり、一般会計からの繰入金も大きな割合を占めています。今後人口の伸びや有収水量の増加は期待できず、安定経営を図るべく適正な使用料金の改定、統一が必要となります。</p> <p>また、公共下水道への接続が可能な地区については、施設の統廃合を進め事業のスリム化を図り、維持管理経費の削減を図って行きます。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 農業集落排水処理施設使用料の料金統一、改定</p> <p>合併協定により、合併時の使用料を現行のとおり引き継ぐこととなった。そのため、旧事業体単位で料金体系が異なり、同市内で不均衡な負担となっている。</p> <p>課 題 ② 維持管理経費軽減のため専門業者に委託</p> <p>高度処理施設の機能を持続的に維持するために、専門性の高い業者へ委託することにより、維持管理経費の削減を検討していく必要があります。</p> <p>課 題 ③ 流域公共下水道への早期接続</p> <p>農業集落排水処理施設を流域公共下水道へ接続できる地域については、施設の老朽化に伴う経費増大に対応するため、流域公共下水道への早期接続による総合的な面での経営安定化が求められます。</p> <p>課 題 ④ 職員定数の適正化の推進</p> <p>集中改革プランにおける職員削減計画をもとに、職員数の適正化（削減）や、合併による組織体制の見直しや業務の統合、民間委託等の推進に努めます。</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
		（計画前5年度） （ 決算 ）	（計画前4年度） （ 決算 ）	（計画前3年度） （ 決算 ）	（計画前々年度） （ 決算 ）	（計画前年度） （ 決算見込 ）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	826	838	901	881	1,145	874	836	863	849	801
		(1) 営 業 収 益 (B)	331	343	375	364	374	366	340	341	342	339
		ア 料 金 収 入	330	343	375	364	374	366	340	341	342	339
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	495	495	526	517	771	508	496	522	507	462
	収益的 支出	ア 他 会 計 繰 入 金	469	478	478	457	566	490	478	504	489	444
		イ そ の 他	27	17	48	60	205	18	18	18	18	18
		2 総 費 用 (D)	823	778	795	812	770	756	714	693	681	629
		(1) 営 業 費 用	505	470	472	481	510	498	474	471	470	461
		ア 職 員 給 与 費	71	47	56	48	60	58	57	54	53	50
		ウ ち 退 職 手 当	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	434	423	416	0	450	440	417	417	417	411
		(2) 営 業 外 費 用	318	308	323	331	260	258	240	222	211	168
		ア 支 払 利 息	318	308	298	292	260	258	240	222	211	168
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	24	39	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3	60	106	68	375	118	122	170	168	172		
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	993	891	560	458	559	490	549	411	390	425
		(1) 地 方 債 償 還 金	336	277	222	227	477	274	326	232	234	241
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	167	177	173	168	176	194	204	209	216	231
		(2) 他 会 計 補 助 金	246	194	160	183	41	181	186	167	144	172
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国（都道府県）補助金	330	270	102	3	0	0	0	0	0	0
		(6) 工 事 負 担 金	18	29	13	6	5	5	5	5	5	5
	(7) そ の 他	63	121	64	39	36	30	32	7	7	7	
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	987	917	645	521	783	608	671	581	558	596
		(1) 建 設 改 良 費	587	497	213	30	24	22	22	23	23	20
		ウ ち 職 員 給 与 費	18	12	15	8	0	8	8	8	8	8
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	399	420	431	484	753	579	642	551	528	569
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他		1	0	1	7	6	7	7	7	7	7	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	6	-26	-85	-63	-224	-118	-122	-170	-168	-171		

(単位: 百万円, %)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	9	34	21	5	151	0	0	0	0	1
積 立 金 (K)	6	4	1	1	180	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	58	35	37	26	30	1	1	1	1	1
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	61	64	57	30	1	1	1	1	1	2
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	7	24	14	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	54	41	44	30	1	1	1	1	2
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	67.6	69.9	73.5	67.9	75.2	65.5	61.7	69.4	70.2	66.9
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	331	343	375	364	374	366	340	341	342	339
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高 (X)	9,104	8,961	8,752	8,495	8,215	7,910	7,594	7,275	6,981	6,653

## (2) 他会計繰入金

(単位: 百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	469	478	478	457	566	490	478	504	489	444
	うち基準内繰入金	80	411	404	373	429	388	383	427	394
	うち基準外繰入金	389	67	74	84	137	102	95	77	50
資 本 的 収 支 分	246	194	160	183	41	181	186	167	144	172
	うち基準内繰入金	90	94	79	49	41	48	55	54	56
	うち基準外繰入金	156	100	81	134	0	133	131	113	116
合 計	715	672	638	641	607	671	664	671	633	616

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率 <sup>※</sup> (%)	35.4	54.5	67.1	67.1	78.8	78.8	78.8	79.4	79.4	80.5	
資本費 (円又は%)	129	125	135	147	140	136	147	150	154	147	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	67.6	69.9	73.5	67.9	75.2	69.9	68.4	71.5	70.5	67.2	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	56.8	57.0	53.1	51.9	49.4	56.1	56.1	57.3	56.5	54.3
	うち基準内繰入金 (%)	9.7	49.0	44.8	42.3	37.5	44.4	45.0	48.6	47.7	48.2
	うち基準外繰入金 (%)	47.1	8.0	8.2	9.5	12.0	11.7	11.2	8.8	8.8	6.1
	資本的収入分 (%)	25.1	21.8	28.6	40.0	7.3	44.8	43.8	43.9	44.4	40.5
	うち基準内繰入金 (%)	9.1	10.5	14.1	10.7	7.3	11.8	13.0	14.2	14.5	13.2
	うち基準外繰入金 (%)	15.7	11.2	14.5	29.3	0.0	33.0	30.8	29.7	29.8	27.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
  - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ・料金回収率 (%)＝供給単価<sup>※1</sup>／給水原価<sup>※2</sup>×100
    - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
    - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入<sup>※</sup>／汚水処理費<sup>※</sup>×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併時の料金体系は、世帯制、人頭制、従量制が混在し、公共下水道に準拠した従量制を基本とした料金体系の統一を図り、コストに見合った料金水準の適正化を図っていきます。
2 他会計繰入金の見込み	国の繰入基準に基づく他会計からの繰入れを原則とし、基準外繰入れの解消に向けて経営安定化に努めていきます。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成22年度において、旧湖北2地区の流域下水道への接続工事を進めており、23年度以降は中長期における流域下水道接続年次計画を作成する。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	上下水道事業として事務の合理化を図るため、水道使用料との併合徴収に取り組み職員数の削減を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	II の課題番号	
1 経常経費の見直し		集中改革プランにおける財政収支の改善目標をもとに、人件費、物件費の段階的抑制に努めるとともに、地方債残高の削減を図るため新規地方債の発行の抑制に努めます。
○ 定員管理	④	事務事業の内容を見直し、事務量に見合った適正な職員配置を推進します。
○ 給与のあり方		国の制度に準拠しながらも、社会経済情勢や財政事情を総合的に考慮して、広く市民の理解が得られるよう適正に管理し、毎年その概要を公表します。 時間外勤務のあり方や部内への応援態勢についても、部長への権限委譲や組織機構の見直しにあわせて検討します。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		給与水準については、地域における民間給与の状況を勘案したものとするため、県人事委員会における公民給与の調査結果を参考として適切な改定を行うこととし、特殊勤務手当等についても不適切な運用がないよう更なる見直しを進めます。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		国における同種の職員の状況を参考とし、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な運用となるよう見直しを進めることとし、取り組み方針については、平成20年3月に公表を行った。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特別昇給は実施していません。
◇ 福利厚生事業のあり方		福利厚生事業については、健康診断、メンタルヘルス研修等、心身両面からの職員の健康管理体制を充実させ、かつ住民の理解が得られるもののみとしています。なお職員互助会補助金については、すでに廃止しています。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	② ③	管路施設の清掃・補修業務は、今後も継続的に行う必要があるため、民間委託も含めた業務の合理化を図っていきます。 施設の老朽化による維持管理費の増大に対応するため、早期に流域公共下水道への接続が図れるよう努めます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	施設維持管理業務等について、専門業者に委託した方が業務内容の充実が図れ、かつ経費的にも削減できるものについては、業務委託を推進するよう図ります。

#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	料金体系が世帯制、人頭制、従量制と異なる旧事業体毎の使用料を統一、改定に向けて、中期経営計画を作成し料金算定期間内のコストに見合った料金水準の適正化を早い時期に図っていきます。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化計画については、ホームページ、広報にて公表する予定です。
○ 行政評価の導入		外部評価を取り入れた、事務事業の仕分けを継続して実施し、業務の見直しを図っていきます。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	集中改革プランの収支改善目標をもとに、事務事業の見直しによる物件費の段階的削減、事務量に見合った適正な職員配置による人件費の削減を進めていきます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金体系がまちまちな使用料の統一、改定に向けて、コストに見合った料金水準の適正化を早い時期に図っていきます。管路施設の清掃・補修業務など民間委託も含めた業務の合理化、効率化を図っていきます。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	人員の適正化、類似業務等の一元化による経費削減、民間委託を含めた事務の合理化等の推進により、基準外繰出しの解消に努めていきます。
4 その他	23年4月に流域下水道への接続により2地区2施設を用途廃止し、維持管理経費を削減します。今後においても、流域下水道に接続可能な農業集落排水処理区域を計画的に接続を行い、老朽化に伴う経費増大の抑制を図ります。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成20年度 (当初計画前年度)	平成21年度 (当初計画初年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第2年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第3年度) (延長計画2年度)	平成24年度 (当初計画第4年度) (延長計画3年度)	平成25年度 (当初計画第5年度) (延長計画4年度)	当初計画合計	平成26年度 (延長計画5年度)	平成27年度	平成28年度	延長計画合計	
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	29,156	29,383	28,874	27,416	27,334	27,252		27,170				
		A 増減		227	-509	-1,458	-82	-82	-1,904	-82				-2,213
		水洗便所設置済人口(人)	27,595	27,298	27,583	26,297	26,266	26,244		26,219				
		B 増減		-297	285	-1,286	-31	-22	-1,351	-25				-1,079
	②	水洗化率(%)	94.6	92.9	95.5	95.9	96.1	96.3		96.5				
		C 増減		-1.7	2.6	0.3	0.1	0.2	2	0.1				3
		有収水量(m <sup>3</sup> )	3,443,385	3,455,054	3,388,889	3,296,296	3,305,556	3,314,815		3,305,555				
		D 増減		11,669	-66,165	-92,593	9,260	9,259	-128,570	-9,260				-149,499
	③	使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)	106	108	108	108	108	108		107				
		E 増減		2	0	0	0	0	2	-1				-1
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)								0				0
		F 増減												
	④	③ 収納率(%)	98.5	93.5	97.0	97.5	98.0	98.5		98.6				
		G 増減		-5.0	3.5	0.5	0.5	0.5	0	0.1				5
		④ その他( )								0				0
		H 増減												
	経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	1,063,478	1,042,151	1,071,000	1,052,000	1,031,000	1,031,000		984,000			
			I 増減		-21,327	28,849	-19,000	-21,000	0	-32,478	-47,000			
処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)		36	35	37	38	38	38		36					
J 増減			-1	2	1	0	0	2	-2				1	
⑥		汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)	158	137	137	137	136	136		133				
K 増減			-21	0	0	-1	0	-22	-3				-4	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)		103	137	137	137	136	136		133					
L 増減		34	0	0	-1	0	33	-3				-4		
M 増減												0		
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	使用料 回収率(%) $(E/K \times 100)$	67.1	78.8	78.8	78.8	79.4	79.4		80.5				
		累積欠損 金比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
		当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
経営の効率化	経営の効率化	企業債現 在(百万 円)		8,223	7,917	7,602	7,287	6,965						
		当初計画の目標値 (実績値)		8,215										
		延長計画の目標値			7,917	7,602	7,287	6,981		6,653				
		改善効果額												
収入の確保	経営の効率化	改善効果額												
		①有収水量の増加												
		②使用料の適正化												
		③収納率の向上												
経営の効率化	経営の効率化	管理運営費	481	499	498	487	484	483						
		改善効果額	56	68	66	65	62	61						
		⑤職員給与費の適正化		20	22	23	26	27	118					
		維持管理費(上記以外)の適正化												
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	改善効果額												
		改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	118				
									<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)	89.2				

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入					366	356	357	358					355				
		改善効果額																	
		①有収水量の増加																	
		②使用料の適正化																	
	③収納率の向上																		
	その他④( )																		
	改善効果額																		
	管理運営費						498	487	484	483					474				
	改善効果額																		
	⑤職員給与費の適正化																		
維持管理費(上記以外)の適正化																			
その他⑥(維持管理の適正化(流域下水道接続))						12	1	0	0					0					
改善効果額							11	12	12					12				47	

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列
- ・有収水量……………10表01行52列
- ・管理運営費……………32表02行05列
- ・汚水処理原価……………(32表02行06列)÷(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)÷(有収水量)
- ・使用料収入
- 法適用事業 = 20表01行03列
- 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
- 法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
- 法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限り。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 従量制を基本とした料金体系の統一を早期に実施し、コストに見合った料金水準の適正化を図っていきます。
- 民間委託の取組状況 管路、施設の清掃、補修業務など、民間委託が可能な業種について検討中
- その他に記入された項目に関する取組等

延長計画改善効果額 合計 A	47
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	28.8
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	
A + B + C	75.8
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	3.7